

# JIS

## 書架・物品棚

JIS S 1039 : 2015

(JOIFA/JSA)

平成 27 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオンリテール株式会社
	都 築 和 代	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 44.1.1 改正：平成 27.4.20

官 報 公 示：平成 27.4.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本オフィス家具協会

(〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-12-11 リガーレ日本橋人形町 TEL 03-3668-5588)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
4.1 用途による分類	3
4.2 構造による分類	3
5 寸法	4
6 品質	4
6.1 外観	4
6.2 性能	4
7 構造	5
8 一般試験条件	5
8.1 試験体	5
8.2 試験区分	5
8.3 測定精度	5
8.4 試験装置	5
9 試験方法	6
9.1 安定性試験	6
9.2 強度試験	6
9.3 表面処理試験	9
10 検査方法	10
11 表示	11
12 取扱い上及び維持管理上の注意事項	11
附属書 A (規定) 書架・物品棚の用語	12
附属書 B (参考) 書架・物品棚の寸法表示	14
附属書 C (参考) 棚 (書架・物品棚) の転倒防止	15
解 説	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 1039:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 28 年 4 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS S 1039:2005** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 書架・物品棚

## Shelves and racks

## 序文

この規格は、1969年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2005年に行われたが、その後の使用状況の多様性及び品質の向上に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、書架・物品棚（以下、棚という。）について規定する。ただし、家庭用棚及び JIS Z 0620 による産業用ラックを除く。

なお、ここでいう棚とは、支柱、棚板、棚板支持具などの主要部材を組み合わせて構成し、かつ、自立し、分解することができ再組立可能な構造で、図書、事務用品、業務用品の保管などに用いるものをいう。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1531 家具－常温液体に対する表面抵抗の試験方法
- JIS A 5549 造作用接着剤
- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS H 8610 電気亜鉛めっき
- JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき
- JIS K 5961 家庭用屋内木床塗料
- JIS K 5962 家庭用木部金属部塗料
- JIS S 1200 家具－収納ユニット－強度及び耐久性試験方法
- JIS S 1201 家具－収納ユニット－安定性の試験方法
- JIS Z 0620 産業用ラック
- JIS Z 1522 セロハン粘着テープ
- JIS Z 2101 木材の試験方法
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態
- 日本農林規格（JAS） 製材
- 日本農林規格（JAS） 合板
- 日本農林規格（JAS） 集成材